

意匠分類記号	意匠分類の名称
G1-200	巻き上げ機等チェーンブロック

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
G1-20	全	巻き上げ機等
G1-22	全	チェーンブロック

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H2-410	電線又は電気ケーブル据付け用専用器具(電線管用ケーブル牽引具、保線ローラ)

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
ウインチ	介護用リフト	チェーンブロック
ホイスト		

**定義**

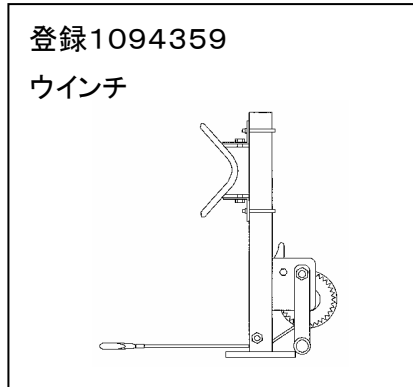
下位に展開するクレーンを除く

- ウインチ(=円筒形の巻き胴を回転させ、それにつけたロープや鎖などを巻き取ったり戻したりして重量物を上げ下ろしする機械、減速装置、動力源を備えている)及び
- チェーンブロック(=滑車に歯車を組み合わせて鎖をかけた、重量物をつり上げる機械)及び
- ホイスト(=巻き上げドラム、減速装置、動力源等を備えた軽量の品物を揚降し運搬する機械。手動により横行させる小型のものから、横行装置を備えてクレーン桁のレール上を自走する大型のものまでであるが、走行用のレールが限定的に構成され、これにホイストが一体化したものはクレーンと呼ばれることが多い。)

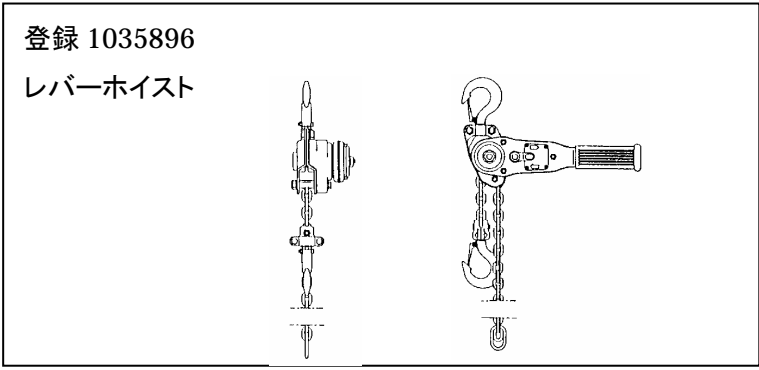
などを分類する。

天井の軌条(ガイドレール)を走行する(つり上げ下げを目的としていない)屋内用の物品搬送具は通常G1-10:エレベーター、エスカレーター及びコンベヤーに分類されるが、このうちのホイスト機能(巻き上げ機能)を発揮する搬送具本体はここへ分類される。

吊り上げ下げによる介護用昇降機(ときに介護用リフトとも称する)は主にここに分類される。



下図のような、荷締用に用いられる簡易型巻上機(レバーホイスト)はここ分類される。



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**  
 エレベーター専用の巻き上げ機(ウインチ)は→G1-119。  
 ダンプ自動車用ホイストはG2-2910。

**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

過去に分類した物品の名称		